
令和 8 年度
和歌山県バス運転手緊急確保対策補助金
(労働環境整備事業) 募集要領

[受付期間]

令和 8 年 5 月 2 5 日 (月) ~ 令和 8 年 6 月 3 0 日 (火) ※消印有効

[補助対象者]

道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者であって、和歌山県内に営業所を有する者

[補助内容]（詳細は本要領 P 1 の 2 を参照してください。）

○労働環境整備事業

補助事業者が実施する運転手の労働環境整備に要する経費
(更衣室、休憩室、トイレ等の設備改修 等)

※バス運転手確保対策事業（大型二種免許取得及び採用広報活動事業）は、令和 9 年 2 月～ 3 月に募集予定です。

【問合せ先】

和歌山県 地域振興部 地域政策局 総合交通政策課 地域交通班
〒640-8585 和歌山市小松原通 1 - 1
メール（代表）：e1002001@pref.wakayama.lg.jp
TEL：073-441-2343（直通） FAX：073-441-2340

I 補助事業の内容

1 補助の対象者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者であって、和歌山県内営業所を有する者

2 補助対象経費、補助率及び補助上限額

補助事業	補助対象経費	補助率 (補助上限額)
労働環境整備事業	補助事業者が実施する運転手の労働環境整備に要する経費(更衣室、休憩室、トイレ等の整備改修等)	1/2 (上限50万円/者) ※1, 2, 3

※1 国が実施する補助金の交付を受ける事業については、補助対象経費の1/2から国の補助金の額を控除した額を補助上限額とする。

※2 国が実施する補助金の交付を受ける事業を優先的に採択するものとする。

※3 補助申請総額が予算上限額に達した場合には、申請額の一部又は全部を補助できないことがある。

※ 補助対象外経費

以下の経費は補助対象外です。

- ①補助金の交付決定日前に発注、契約を行ったもの、または補助事業の期間終了後に納品、支払いを行ったもの
- ②土地の取得や建築物の建設に要する費用、賃貸の建築物の改修に要する費用
- ③リース料、各種税、公的機関に支払う手数料、消耗品、汎用品等
- ④事業の実施に直接的に関係しない経費（収入印紙、振込手数料、代引手数料、借入金等の支払利息、各種保険料）
- ⑤上記のほか、公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

3 補助事業期間

交付決定日から令和9年3月15日（月）まで

※期間最終日までに補助対象事業を完了（納品、経費の支払いを含む。）してください。

※期間最終日までに納品及び支払いが完了していない場合は補助対象外になります。

納品日、支払日には十分に留意してください。

II 交付申請手続

(1) 受付期間

〔受付期間〕

令和8年5月25日（月）～令和8年6月30日（火）※消印有効

(2) 申請方法

原則、メールによりデータで申請書を提出してください。

【提出先】

和歌山県 総合交通政策課 地域交通班

【メールアドレス】 e1002001@pref.wakayama.lg.jp

(メールによる提出が難しい場合のみ)

【郵送先】

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県 総合交通政策課 地域交通班

(3) 提出書類

以下の書類を提出してください。

申請様式は和歌山県総合交通政策課のホームページからダウンロードしてください。(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020500/index>)

補助事業	提出書類
労働環境整備事業	ア 交付申請書（別記第1号様式） イ 事業計画書（労働環境整備事業）（別記第5号様式） ウ 収支予算書（別記第7号様式） エ 見積書その他補助対象経費の内容がわかる書類の写し オ 実施する労働環境整備の内容がわかる書類 カ その他知事が必要と認めるもの

※様式をダウンロードできない場合は、問合せ窓口までご連絡ください。

Ⅲ 交付決定、補助金の支払いまでの手続き、実績報告等

1 交付決定

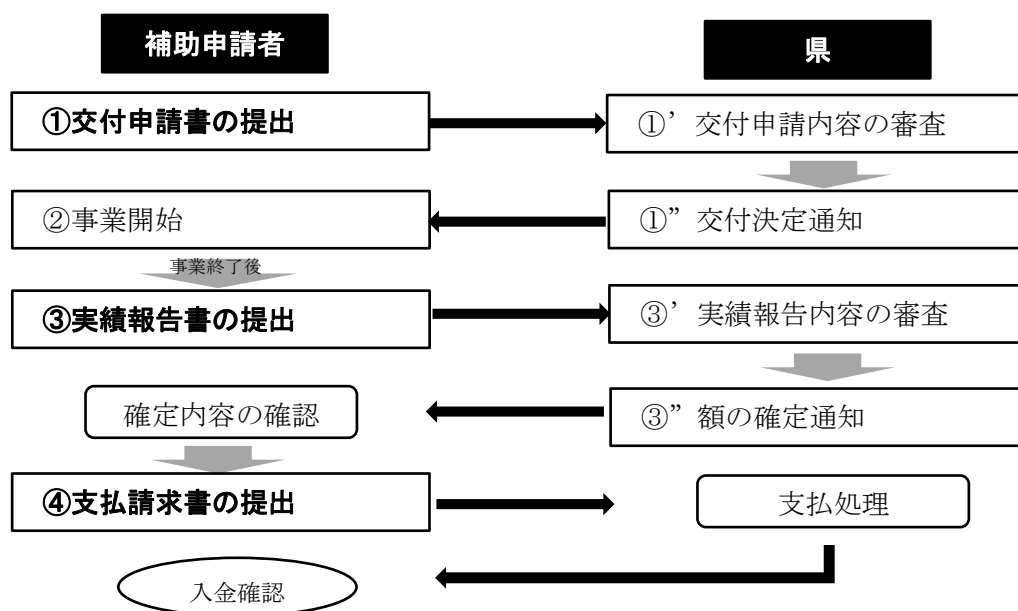
○申請された書類を審査の上、採択者を決定し、交付決定通知を行います。

〔交付決定予定〕 **令和8年7月下旬**

※申請書類の内容等について、ヒアリング調査を行う場合があります。

○事業完了後、実績報告書を提出してください。

2 補助金の支払いまでの手続き



3 実績報告

(1) 提出期日

事業完了した日から30日以内 又は **令和9年3月15日(月)のいずれか早い日**

(2) 提出書類

以下の書類を提出してください。

申請様式は和歌山県総合交通政策課のホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020500/index.html>)

補助事業	提出書類
労働環境整備事業	ア 実績報告書（別記第2号様式） ア 事業実績書（別記第11号様式） イ 収支決算書（別記第6号様式） ウ 契約書、納品書、請求書その他補助対象経費の支出を証する書類 エ その他知事が必要と認めるもの

4 留意事項

- ・提出された書類は返却しません。
- ・補助対象経費の算定にあたっては、事業完了後の実績報告額と大きな差額が生じることがないように、交付申請時に十分に精査してください。
- ・申請書類及び実績報告書類における個人情報には本事業のみに使用し、その他の目的に使用することはありません。
- ・和歌山県補助金等交付規則（昭和62年規則第28号）第5条の2に該当する場合には補助金を交付できない場合があります。

【参考】和歌山県補助金等交付規則

第5条の2

知事は、補助金等の交付の申請をした者（法人にあつては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることなくなるまでの者に該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。